



# 一般社団法人 飯田法人会 第 10 回通常総会を開催



児島会長

飯田法人会第 10 回通常総会が、6 月 3 日（金）午後 3 時より「シルクホテル」において開催された（※平成 25 年に一般社団法人化されており以降今年が 10 回目となる）。  
新型コロナウイルス感染拡大が懸念されるなか、今回は例年開催される記念講演と交流懇親会は止む無く中止とし、総会のみで開催となった。

総会は、諸藤飯田税務署長、佐藤飯田市長、宮澤南信県税事務所飯田所長、藤網税理士会支部長各位ほか、多数のご来賓のご臨席の中開催され、以下に記載の全ての議事が原案に基づいて承認された。

まず、報告事項として、

- ①令和 3 年度事業報告
- ②公益目的支出計画実施報告（10 年間で完了の義務があるが 3 年度を以て 9 年間で完了できた）
- ③令和 4 年度事業計画並びに収支予算について（理事会承認事項であり 3 月の理事会で承認を受けている）
- ④令和 5 年度税制改正要望（理事会で承認済み、要望内容は当会報に別掲載）

以上 4 項目について説明がなされた。

次いで、審議事項の協議に入り

第 1 号議案「令和 3 年度財務諸表承認の件」について、まず財務諸表内容の説明と監事による監査報告があり、続いて当議案について審議がなされたが提示案の通り承認された。2 号議案として会場に議案提出を求めたが特に無く、全ての議事を終了した。

議事審議の終了に続いて表彰・受賞披露が行われた。内容は次の通り。

優良経理担当者表彰

- 会員増強運動関係 「会員増強期間目標達成支部」  
「会員加入率 70% 以上達成・維持支部」  
厚生制度関係 「厚生制度目標達成支部」  
「厚生制度優秀推進員」

全法連功労者表彰（披露）

※以上の表彰受賞者名は当会報 3 ページに掲載

最後にご来賓各位からご祝辞をいただき、通常総会を滞りなく終了した。

《総会議事等の主な内容》

【報告事項】

1. 令和 3 年度事業報告 ※内容抜粋

(1) 公益事業

① 税知識の普及事業

- ・ 支部別税務研修会の開催  
前期はコロナ禍により開催が限られたが、今期はそれぞれの支部において税務に関する研修会が多く持たれた
- ・ 決算説明会  
4 回の計画 3 回を実施（1 回は資料のみ配布）  
会場と Web による同時配信（ハイブリッド）  
開催とした



飯田税務署長  
諸藤則昭様



飯田市長  
佐藤 健様



長野県南信州税事務所飯田事務所長  
宮澤 弘様

（ご祝辞を頂いたご来賓）

※ Web での参加者が増加

- ・ 年末調整研修会  
税務署に代わり飯田法人会が実施（税務署が資料・用紙類提供）  
2 回開催（内、1 回は Web による同時配信）
- ・ 参考図書等の配布  
主に会報へ同封した  
提供図書資料「速報版令和 3 年度税制改正のあらまし」「消費税インボイス導入の準備ガイド」「源泉所得税実務のポイント」「会社取引をめぐる Q & A」他
- ② 納税意識の高揚と税制の調査研究事業
  - ・ e-Tax の普及活動
  - ・ 第 15 回会員アンケートを実施  
1,852 社へ送付 568 社から回答  
回答率 30.7%  
研修会等会の事業内容や税制改正要望案作成に活用  
アンケート集計結果は当会報 12 ページに掲載
  - ・ 税制改正要望  
法人会県連・全法連から国へ上げられ、要望する改正を求める  
当会の要望は当会報 6 ページに掲載
  - ・ 地方自治体への提言要望活動
  - ・ 税に関する絵はがきコンクール  
管内小学生に税に関する絵はがきを募集、優秀作品を表彰
  - ・ 出前租税教室開催  
青年部が講師を務める租税教室  
天龍小学校・阿智第三小学校・和合小学校で開催
- ③ 地域社会貢献事業
  - ・ 黄色いハンカチ運動  
平成 15 年より運動に参画、黄色いハンカチ延べ 29,000 枚を行政・病院・社協などへ配布
  - ・ 経済講演会の開催（一般の聴講者も対象）  
5 月 11 日  
内容：コロナ襲来の現実と未来への教訓  
講師：門田隆将氏（作家・ジャーナリスト）  
6 月 3 日  
内容：トヨタで学んだ組織マネジメント  
講師：高田敦史氏（元トヨタ自動車レクサスブランドマネジメント部長）

- ④地域企業の発展に資する事業
  - ・研修会・講習会の開催
  - ・インターネットセミナー、研修ビデオの貸出  
(3年度ネットセミナーの飯田法人会からのアクセス数 4,409 回)
  - ・会報「いいだ法人」を年 4 回(4 月・7 月・10 月・1 月) 発行  
税務や労務、会の事業他掲載、参考図書同封
  - ・顧問弁護士による法律無料相談(常時受付)  
当会顧問弁護士 下平秀弘・原正治・長谷川敬子各弁護士

(2) 共益事業

- ①会員の交流と増強に資する事業
  - ・会員親睦ゴルフコンペの開催  
10 月 15 日あららぎ CC にて開催 参加 75 名  
コロナ感染防止のため、各コース前半 9 ホールの成績で表彰
  - ・会員増強運動  
増強月間を設け推進  
目標達成支部を総会にて表彰
  - ・支部組織の拡大強化

- ②会員の福利厚生事業
  - ・成人病予防検診、脳ドック・がん検診他  
会員割引制度、大型保障制度加入者を対象に費用補助
  - ・福利厚生制度の推進  
法人会福利厚生制度創設 50 周年記念事業実施  
目標達成、優良団体・推進員表彰
  - ・優良経理担当者表彰(被表彰者別掲)
- 2. 公益目的支出計画実施報告  
期首公益目的財産残額 3,238,687 円  
期中の 公益目的収支差額 3,895,062 円  
期末公益目的財産 0 円
- 3. 令和 4 年度事業計画並びに収支予算について  
会報 4 月号に詳細を掲載
- 4. 税制改正要望について  
別掲載の要望書参照

【審議事項】

第 1 号議案 令和 3 年度財務諸表承認の件  
別掲載諸表参照

【表彰関係】

別掲載御芳名参照

## 表 彰

優良経理担当者表彰

受賞者氏名	企業名	勤続年数
なかむら ひろし 中村 浩	昭和電設工事(株)	42 年
まつのぶ かおり 松延 香里	旭松食品(株)	29 年
みやした あいこ 宮下 愛子	社会保険労務士・ 行政書士 上杉信夫事務所	15 年



表彰式に出席された宮下さん

会員増強支部表彰

会員増強期間目標達成(12月末)

高森支部	喬木支部
------	------

加入率 70%達成・維持(2月末)

天龍支部	下條支部	泰阜支部
------	------	------



姉妹法人 茂原法人会さん  
からの盛花

厚生制度表彰

目標達成支部(3月末)

豊丘支部	下條支部	阿南・売木支部	喬木支部
飯田支部	高森支部	泰阜支部	

目標達成優良推進員 (3 月末)

村 松 みつ子 (大同生命)
小 池 美也子 (大同生命)
山 田 護 (ライフパートナー山田 AIG)
熊 谷 秀 隆 (AIG 損保)



小池さん・村松さん



熊谷さん

公益財団法人 全国法人会連合会 役員功労者表彰

飯田法人会 常任理事  
榊原正倫氏



【役員歴】

平成27年～29年 理事 (組織・高森副支部長)  
 平成29年～令和元年 常任理事・高森支部長  
 令和元年～現在 組織副委員長・高森支部長

飯田法人会 理事  
久保田 浩和氏



【役員歴】

平成23年～令和3年 飯田支部理事  
 平成25年～令和3年 理事 (研修委員)  
 令和3～現在 総務副委員長・飯田支部常任理事

ご功績に感謝と敬意を表し心よりお祝い申し上げます。

長野県法人会連合会第10回通常総会開催される

一般社団法人長野県法人会連合会の第10回通常総会が、6月14日(火)午後4時15分より長野市の「メトロポリタン長野」で開催され、飯田法人会から児島会長他7名が出席した。

コロナ感染防止対策のため、規模や時間を縮小しての開催ではあったが、関東信越国税局関係・長野県・税理士会・提携保険3社他多くのご来賓をお迎えし、県下各法人会から100名近い役員の出席のなか、厳粛裡に開催された。

神澤県連会長が議長を務め議事が進行、報告事項として「令和3年度事業報告」「令和4年度事業計画並びに収支予算」が提示説明された。次いで審議事項に入り、「令和3年度財務諸表承認の件」(監事による監査報告を含む)が提議されたが、特段の質疑もなく提示原案の通りに承認された。

総会案件審議に続いて、各種各方面の表彰伝達が行われた。飯田法人会関係では次の表彰を受賞した。

○全法連功労者表彰

榊原正倫常任理事・久保田浩和理事

○会員増強表彰

加入率60%を達成した単位会(県下で60%超は飯田法人会のみ)

○厚生制度推進表彰

- ・目標達成単位会表彰受賞
  - ・ビックハートネットワーク目標達成単位会表彰受賞
  - ・紹介役員表彰 飯田法人会(鈴木健太郎青年部長)
  - ・受託3社推進員表彰
    - 大型保障制度 飯田営業所 村松みつ子・牧野和子・榊原和子・大原真由美
    - Jタイプ保障 飯田営業所 牧野和子
- 各表彰及び表彰伝達を以て、通常総会は終了した。

なお、例年総会に先立ち開催されている理事会は今年度は書面決議に、また終了後の全体懇親会は、コロナ対応のため本年も中止となっている。

## 第10回通常総会において承認された財務諸表より

## 令和 3 年度 正味財産増減計算書 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 (単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	309	34,678	△ 34,369
受取会費	12,203,000	12,255,000	△ 52,000
事業収益	217,000	54,000	163,000
受取補助金等	12,324,240	12,472,700	△ 148,460
雑収益	170,466	275,954	△ 105,488
経常収益計	24,915,015	25,092,332	△ 177,317
(2) 経常費用			
事業費	23,090,804	21,581,231	1,509,573
税務知識の普及事業	3,179,691	3,472,251	△ 292,560
納税意識の高揚と税制研究	5,051,179	5,669,834	△ 618,655
社会貢献事業	1,644,236	743,778	900,458
地域企業の発展に資する事業	5,829,656	5,099,265	730,391
会員の福利厚生事業	563,712	818,728	△ 255,016
会員の交流等支援事業	6,822,330	5,777,375	1,044,955
管理費	1,794,394	1,709,506	84,888
経常費用計	24,885,198	23,290,737	1,594,461
当期経常増減額	29,817	1,801,595	△ 1,771,778
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	29,817	1,801,595	△ 1,771,778
法人税・住民税及び事業税	71,000	71,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 41,183	1,730,595	△ 1,771,778
一般正味財産期首残高	20,874,872	19,144,277	1,730,595
一般正味財産期末残高	20,833,689	20,874,872	△ 41,183
正味財産期末残高	20,833,689	20,874,872	△ 41,183

## 令和 3 年度 貸借対照表

令和 4 年 3 月 31 日現在 (単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	2,738,233	3,551,583	△ 813,350
前払金	7,204,676	6,430,181	774,495
流動資産合計	9,942,909	9,981,764	△ 38,855
2. 固定資産			
特定資産			
退職給付引当資産	1,000,000	1,000,000	0
事業推進積立資産	5,200,000	5,200,000	0
周年事業引当資産	4,000,000	4,000,000	0
支部記念行事引当資産	3,260,000	3,260,000	0
特定資産合計	13,460,000	13,460,000	0
その他固定資産			
什器備品	4	4	0
電話加入権	145,600	145,600	0
出資金	510,000	510,000	0
その他固定資産合計	655,604	655,604	0
固定資産合計	14,115,604	14,115,604	0
資産合計	24,058,513	24,097,368	△ 38,855
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	91,660	89,332	2,328
未払い法人税等	71,000	71,000	0
流動負債合計	162,660	160,332	2,328
2. 固定負債			
退職給付引当金	3,062,164	3,062,164	0
固定負債合計	3,062,164	3,062,164	0
負債合計	3,224,824	3,222,496	2,328
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	20,833,689	20,874,872	△ 41,183
(うち特定資産への充当額)	13,460,000	13,460,000	0
正味財産合計	20,833,689	20,874,872	△ 41,183
負債及び正味財産合計	24,058,513	24,097,368	△ 38,855

# 令和 5 年度 税 制 改 正 要 望

飯田法人会→県連へ

新型コロナの感染拡大が世界的にも収束の目途が立たない中で、ロシアによるウクライナ侵攻とエネルギー全般の供給不足に伴う価格上昇など、世界経済は予断を許さない状況にある。我が国においても経済・社会・教育のみならず、日常の生活全般に大きくマイナスの影響をもたらされている。

グローバルな経済構造の中で、コロナ禍やウクライナ侵攻に伴う海外経済の減速や大国の思惑に依る政情変動も相俟って、国内では生産や消費両面から景気の先行きが危惧されている。

このような状況下において、我が国の経済の基を支える中小企業の景気浮揚と、経営基盤の維持や安定拡大への政策的誘導を期待し、中小法人を対象とするこれからの税制について次の通り要望する。

## 1. 法人税について

### 1. 法人実効税率

法人実効税率はいまだに先進諸外国と比較した場合に高い水準にあると言え、ビジネスもグローバル化している中で、この高い税率が弊害となっている。

日本企業が海外に流出してしまったり、海外企業が日本でビジネスをすることを妨げる大きな要因となっている。国内企業活動を活性化させ国際競争力を向上させること、また海外からの投資の促進などのためにも、法人実効税の更なる引き下げをすべきである。

また中小企業向けの軽減税率などの税制措置は本則化及び適用課税所得を大幅に引き上げることを要望する。

### 2. 事業承継税制

中小企業は地域での雇用確保をはじめ、地元経済への貢献度は非常に大きい。

相続税の大きな負担は事業承継がままならず、将来的に大きな経済損失を生じてしまう事となる。要件緩和などがなされたが、各種の手続きが複雑なので制度自体の簡素化を求める。

### 3. 少額減価償却資産の取得価額基準の引き上げなど

令和 4 年度税制改正において中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除外した上で、その適用期間が 2 年間延長された。

しかしながら、少額な減価償却資産の損金算入できる取得価額基準は 10 万円未満だが、これと同時に取得価額 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産については 3 年間償却を行う一括償却資産制度や、30 万円未満の減価償却資産については年間 300 万円までは中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度により全額損金が認められるなどの諸制度があり、その都度の手続き等の事務が煩雑になっている。

少額の減価償却資産の現行の基準 10 万円未満を一律 30 万円未満に引き上げ、事務処理の簡便化や税制の簡素化を図ることを要望する。

### 4. 電話加入権の無税償却

固定電話の電話加入権は非減価償却資産として貸借対照表に計上されている。

利用停止から 10 年経過時点で自動解約されて、NTT において実質的に消滅している。また電話加入権の売買に資産価値もないため無税償却を要望する。

### 5. 災害関連税制の確立

新型コロナウイルス感染拡大や多発する地震や河川氾濫等の自然災害の発生により、命ばかりでな

く社会、経済に多大な影響を及ぼしている。このような災害等に対処できるような災害関連税制の確立を要望する。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため経済的損失を受ける事業者への各種給付金は、税務上益金として扱われることとなっているが、コロナ禍による厳しい経済状況からポスト・コロナを見据えて国内企業の回復、持続的な成長を支える観点から、実質的に税負担の軽減となる措置を要望する。

## 6. 中小法人等の欠損金繰越控除期間の見直し

青色欠損金の繰越控除制度については、令和 3 年度税制改正においてコロナ禍の一時的な控除上限の特例が設けられてはいるが、国際競争力の強化及び広範な投資意欲喚起の観点からは、損金算入額の制限措置の見直し、繰越控除期間の延長又は無期限化といった抜本的な措置の見直しをすべきである。

## II. 消費税について

### 1. 単一課税制度を維持

軽減税率制度は、令和元年 10 月 1 日より導入されたが、法人会では従来からの要望通り単一課税制度とすべきであると考える。

軽減税率制度の導入により、各事業者の事務負担を大幅に増加させ、軽減税率導入により税収は減少し社会保障制度へも影響している。消費税の軽減税率制度は、低所得者の逆進性対策を目的で導入したのにもかかわらず、低所得者層の負担軽減効果が限定的で、消費の多い高所得者層に負担軽減効果を与え、本来の機能を果たしていないので廃止すべきである。消費税の税率は単一税率とし、低所得者の逆進性対策は給付措置などによる消費支出の負担軽減策で対応すべきである。

### 2. 適格請求書等保存方式の導入を再検討すべき

令和 5 年 10 月から実施が予定されている適格請求書等保存方式については、導入により免税事業者が取引から排除されるおそれがあり、経済から淘汰され存続できなくなる。また、仕入税額控除の可否を判断し税務処理するために増加する事務負担は極めて大きく経済的な損失となり対応が困難である。

加えて、コロナ禍で極めて厳しい経営状況にあり死活問題に直面している中小事業者にとっては経済的負担がさらに生じることとなることから、当面は現行方式を継続し中小企業者の負担軽減措置が講じられるまで導入を延期する事を要望する。

## III. その他

### 1. 電子帳簿保存法の導入時期の再検討を要望

中小法人にとって電子帳簿保存法の導入は必ずしも経済的合理性がなく、かえって事務負担等が増大するだけである。経済界・中小法人間においても今後デジタル化は加速していくことが予測されるが、経済界でのデジタル化の普及の時期に合わせるような税制としての導入を再検討すべきである。

### 2. 印紙税

電子取引が一般化しペーパーレスが進展しているなかで、紙ベースを媒体とする文書だけ課税する印紙税は公平性に欠ける。廃止するか、なお一層の負担軽減を図るべきである。

### 3. その他間接諸税

酒税・たばこ税・揮発油税等個別間接税の負担は、消費税 10% の実施により更に重くなった。消費税との二重課税の状態にある酒税・たばこ税・揮発油税等個別間接税を廃止すべきである。

# 税務署だより



## 転任のご挨拶

前飯田税務署長  
諸 藤 則 昭

この度の人事異動により東京国税局調査第一部広域情報管理課長に転任することとなりました。

昨年7月に着任して以来、飯田税務署長を1年間務めさせていただきました。この間、児島会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、格別のご支援とご厚情を賜り、心よりお礼申し上げます。

在任中を振り返りますと、運良くお練りまつりの開催期に当たったこともあり、美しい自然に囲まれ、歴史と伝統を受け継ぐ地域の皆様の心意気を肌で感じる事ができたほか、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備など更なる発展が期待されるこの地域で、貴会の皆様とともに仕事できたことは、大変嬉しく光栄なことでした。また、新型コロナウイルスの感染再拡大により、人々の健康や安全、経済に多大な影響を受けた大変な1年でもありましたが、徐々に日常を取り戻す兆しも見せており、地域経済が好転していくことを願うばかりでございます。

このような中、貴会におかれましては、各種研修会や講演会にいち早くリモート参加を取り入れて開催しているほか、会報誌による情報提供、租税教室の開催、絵はがきコンクールの募集など幅広い事業を活発に展開しており、感染防止対策にも積極的に

取り組みながら、税知識の普及や、会員企業と地域社会の健全な発展に大きく寄与されております。これも役員並びに会員の皆様の並々ならぬご努力と関東信越国税局管内でも屈指の高い加入率を誇る皆様の強固な団結力の表れであると存じ上げます。

また、来年10月1日から消費税のインボイス制度が導入されますが、貴会の皆様には周知・広報に多大なご協力を賜りました。本年1月に施行されました改正電子帳簿保存法とともに、制度の円滑な導入に向け、事業者の皆様には制度の理解を深めていただけるよう、貴会の皆様と連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

貴会の皆様には、従来から国税当局と良好な連携・協調関係を築いていただいているところであり、皆様に税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていることは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じている次第であります。

私の後任の署長には、木曾税務署から矢野直樹が着任いたします。引き続き、貴会の皆様と一層の連携・協調を図り、円滑な税務行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴会の会員の皆様が何より健康でご活躍されますよう、そして、貴会の益々のご発展、会員企業のご繁栄を、心より祈念いたしまして、転任の挨拶とさせていただきます。

## 飯田税務署 人事異動 (7月10日付)

飯田税務署の人事異動が7月10日付で発令されました。よろしくお願いたします。

職 名	氏 名	前 職	前任者 氏名	転 任 先
署 長	矢 野 直 樹	関東信越国税局 木曾税務署長	諸 藤 則 昭	東京国税局 調査第一部 広域情報管理課長
法人課税第一部門 統括国税調査官	牧 田 伸 浩	( 留 任 )		
( 法人会 担当 ) 法人課税第一部門 総括上席国税調査官	梶 原 卓 也	関東信越国税局 調査査察部 調査第六部門	宮 腰 哲 治	関東信越国税局 調査査察部 調査総括課

# インボイス制度説明会のご案内

事業者の皆様に、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の開始に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

## 【説明会の主な内容】

- ・ インボイス制度の概要
- ・ 売手側、買手側のインボイス発行（受領）の注意点
- ・ 登録申請の方法等

**参加無料  
事前登録制**

## 【説明会の日程】

開催日時	開催場所	定員	お問合せ先
令和4年8月29日 9時30分～ 10時30分	飯田税務署（2階会議室） 飯田市高羽町6丁目1-5 飯田高羽合同庁舎	20名 （事前登録制） [8/19（金）まで]	飯田税務署 法人課税第一部門 Tel.0265-22-1742
令和4年8月29日 14時00分～ 15時00分	飯田税務署（2階会議室） 飯田市高羽町6丁目1-5 飯田高羽合同庁舎	20名 （事前登録制） [8/19（金）まで]	飯田税務署 法人課税第一部門 Tel.0265-22-1742
令和4年9月28日 9時30分～ 10時30分	飯田税務署（2階会議室） 飯田市高羽町6丁目1-5 飯田高羽合同庁舎	20名 （事前登録制） [9/16（金）まで]	飯田税務署 法人課税第一部門 Tel.0265-22-1742
令和4年9月28日 14時00分～ 15時00分	飯田税務署（2階会議室） 飯田市高羽町6丁目1-5 飯田高羽合同庁舎	20名 （事前登録制） [9/16（金）まで]	飯田税務署 法人課税第一部門 Tel.0265-22-1742
令和4年10月26日 9時30分～ 10時30分	飯田税務署（2階会議室） 飯田市高羽町6丁目1-5 飯田高羽合同庁舎	20名 （事前登録制） [10/14（金）まで]	飯田税務署 法人課税第一部門 Tel.0265-22-1742
令和4年10月26日 14時00分～ 15時00分	飯田税務署（2階会議室） 飯田市高羽町6丁目1-5 飯田高羽合同庁舎	20名 （事前登録制） [10/14（金）まで]	飯田税務署 法人課税第一部門 Tel.0265-22-1742

- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税のインボイス制度」をご覧ください。

特設サイトへ



ちょっとお耳を



社労士コラム

# 生涯受給年金総額の比較

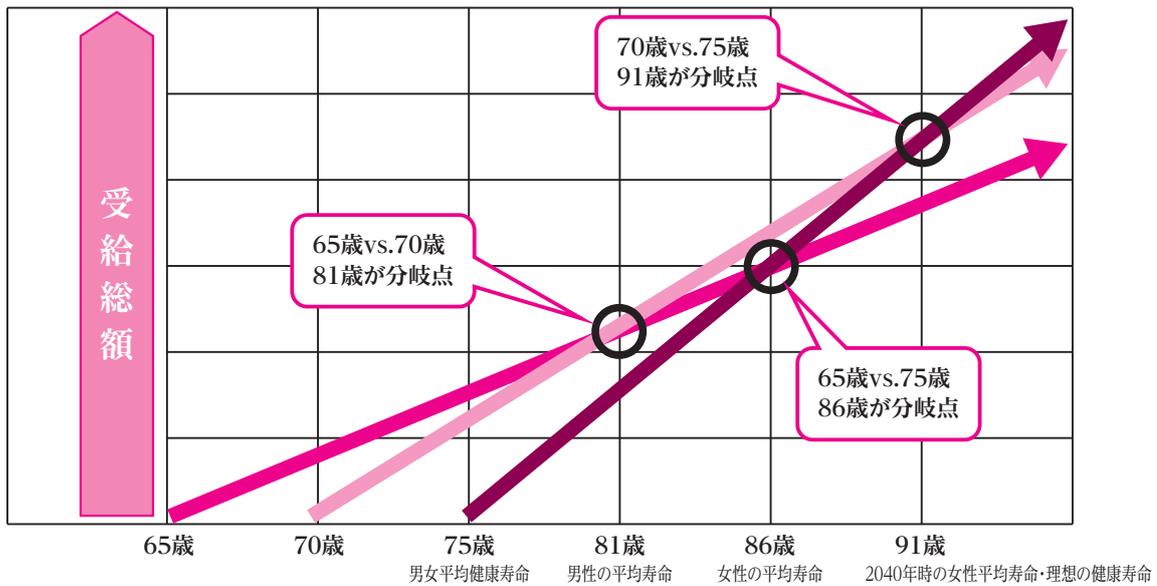


社会保険労務士  
うえすぎしのぶ  
上杉 信夫  
(飯田法人会会員)  
明治大学大学院卒  
(経営学研究科博士前期課程)

今回、「65歳と75歳受給開始の比較」を中心にお話しをさせていただきますが、きっとどなたにも参考にしていただけるとお思いますので、最後まで一気に読み切っていただければ、誠に幸いです。

この4月から新しい年金制度がスタートしています。何と言っても最大の話題は、繰り下げ受給の上限年齢75歳がついに始まって、「年金が84%も増額！」に大きな注目が集まっていることです。改正前の繰り下げ受給の上限年齢は70歳で、増額率は最大42%でした。それが今回5年延びて75歳となり、増額率の方はなんと最大で84%に一気にハネ上がったのです。184%というのはさすがに凄いですね。具体的に言いますと、今年の4月以降に70歳になる人（昭和27年4月2日以降の生年月日の人です）で、まだ年金を請求してなくて、これから請求する人が「75歳までの繰り下げ受給」を選択できるようになったというわけです。さて、それでは下の図をご覧ください。

## 年金受給開始年齢の損益分岐点



日本年金機構のHPに載っていますが、「年金額が180万円の人が75歳まで繰り下げをした場合（75歳から年金をもらい出した場合）、180万円に151.2万円（180万円×0.84）がプラスされ、年額331.2万円になるとあります。1年間でそんなにたくさんもらえたら嬉しいですね。でも、問題は人の寿命。寿命なんて誰にもわからないものだから、ここで誰もが悩むことになります。参考までに、男性の余命は65歳の時点であと約20年だそうですから、180万円×20年で3,600万円になります。健康に自信満々の人が、75歳まで繰り下げをしたのに85歳でお亡くなりになったとしたら、75歳から85歳までの10年間しか年金を受け取れなかったこととなりますから、3,312万円（180万円×1.84×10年）ですね。それですと、65歳から年金をもらい出した人よりも生涯受給年金総額が288万円も少なくなってしまうと「損」してしまいます。この図で、65歳と75歳を比較した場合は、86歳が損益の分岐点となって、86歳に達した後からは75歳で受給開始した人の方の受給総額が上回っていくこととなりますから、そりゃあ86歳よりもっと長生きした場合は75歳からもらい出した方が年金受給総額は多くなりますが、人の寿命なんてものは誰にもわからないものだから、この辺でやめておきます...

あと一つだけ。加給年金について触れます。65歳になった時点で年下の配偶者（奥様、ご主人様）がいらっしゃる場合には、繰り下げをしないで、（そのまま65歳から）年金をもらい出した方が良い（益）かもしれませんよ。理由は、その人の配偶者が満65歳になるまでの間、加給年金が上乘せで支給になるからです。令和4年度の額で年間38万8,900円というのは、決して少ない額ではないと思います。なんで最後にこんな話をするのかと言うと、「最大で84%も増えます！」は確かに魅力がありますが、それにつられて75歳繰り下げをしたがために、せっかく貰える加給年金をもらいそこねて、後悔する人がこの先けっこう出てきそうだからです。

## ●税理士会だより

### 事業計画書策定と補助金

コロナ禍で国や自治体は補助金に大きな予算をつぎ込んでいます。中小企業にとって、補助金を使い、売上拡大・生産性向上・販路開拓・人手不足解消・設備投資等出来るチャンスです。



関東信越税理士会  
飯田支部副支部長  
伊藤日出男

#### 補助金とは（経済産業省ホームページより）

- 1 補助金によって、目的・対象・仕組みが異なります。  
補助金は、国や自治体の政策目標（目指す姿）に合わせて、さまざまな分野で募集されており、事業者の取り組みをサポートするために資金の一部を給付するというものです。それぞれの補助金の「目的・趣旨」を確認し、自分の事業とマッチする補助金を見つけましょう。
- 2 必ずしも、事業の全額が補助されるわけではありません。  
補助金は、必ずしもすべての経費がもらえる訳ではありません。事前に補助対象となる経費・補助の割合・上限額などを確認しましょう。
- 3 補助の有無や補助の額については審査があります。  
融資などとは異なりお金を返済する必要はありませんが、補助金には審査があるので、「申請したら必ずもらえる」というものではありません。補助の有無や金額は「事前の審査」と「事後の検査」によって決まります。また、原則、補助金は後払い（精算払い）なので、事業の実施後に必要書類を提出して検査を受けた後、受け取ることができます。

#### 補助金受給までの5つのステップ（経済産業省ホームページより）

- ① 補助金は、国の政策ごとに、さまざまな分野で募集されています。まずは自分の事業とマッチする補助金を探しましょう。
- ② 申請したい補助金を見つけたら、公募要領・申請書を確認のうえ、申請書として必要書類一式を事務局に提出します。補助金によって提出方法が異なり、電子申請か書面による郵送があります。例えばIT補助金のように事前にGビズIDを取得しなくては申請が出来ないものがあります。詳細は事務局のホームページや公募要領をご確認ください。
- ③ 採択事業者が決定され結果が事務局から通知されます。採択後は、補助金を受け取るための手続き（「交付申請」と言います）が必要となります。その内容が認められたら「交付決定（補助事業の開始）」となります。
- ④ 交付決定された内容で事業をスタートします。事業内容を変更せざるを得ない場合は、事前に所定の手続きが必要です。補助金の対象となる経費については、領収書や証拠書類をすべて保管しておきます。
- ⑤ 実施した事業の内容や経費を報告します。正しく実施されたことが確認されると、補助金額が確定し、補助金を受け取ることができます。

#### 主な補助金の例

・小規模事業者持続化補助金（インボイス枠も有）・IT導入補助金・ものづくり補助金・事業承継補助金・働き方改革推進支援補助金・事業再構築補助金  
具体的な補助金の概要については経済産業省のミラサポplus等で確認して下さい。

(<https://mirasapo-plus.go.jp/>)

補助金は公募開始から締切りまでに時間の余裕がありません。事前に事業計画書を作成しておく内容を微調整するだけで目的の補助金申請に役立ちます。融資の申込等にも必要な場合がありますのでひとまず事業計画書を作成してみたいかがでしょうか。

一般に事業計画の策定には時間がかかります。自社発展のため早めに現在の企業の強みや弱みを分析、新しい事業の市場分析、課題設定及び解決の方法、実施体制、資金計画等を検討することをお勧めします。

## 法人版事業承継税制（特例措置）の適用要否の確認

事業承継税制とは、後継者が非上場会社の株式等を先代経営者等から相続・贈与により取得した際、経営承継円滑化法による都道府県知事の認定を受けると相続税・贈与税の納税が猶予又は免除される制度です。（中小企業庁ホームページより）

平成 30 年（2018）年度税制改正において、事業承継税制（特例措置）が創設され、非上場株式等の贈与税・相続税が 100% 猶予されることとなりました。

ただし、本税制の適用にあたっては、①令和 6（2024）年 3 月 31 日までに特例承継計画を策定し都道府県に提出すること、②令和 10（2028）年 12 月 31 日までに贈与を実行し、又は相続の開始があり、円滑化法の認定及び申告書の作成・提出を行うことのほか、一定期間ごとの報告等が必要となり、適用要件や手続きが複雑です。

制度について十分理解した上で、適用にあたっては慎重な判断をしてください。

## 部会だより

### いいだ・ひまわり大作戦

青年部長 鈴木健太郎

ウクライナの平和を祈念して、ひまわり大作戦を事業として行うことになりました。

これは青年部副部長である堀本さんが主となって

行っている「ひまわり応援隊 平和の種プロジェクト」に乗っかりまして、ひまわりの種を育てようという企画です。種を地域の方々にお配りし、ご家庭で育てていただき、夏にひまわりが地域に咲き、収穫したひまわりの種を集めて搾る。するとひまわり油が採取できます。これを販売してその収益をウク



ひまわり大作戦



作業風景

ライナ大使館に寄付するという企画です。

その第 1 回目として、種まきを 6 月 12 日に行いました。当日は小雨も降りましたが、多くの皆さんにご協力いただき、草取りから始め、約 1600 粒の種を植え付けることができました。収穫時には 1500 株 × 700 粒 = 105 万粒の種ができるようです。青年部として健康経営を推進していますが、普段から体を動かす機会が少なくなっており、こういった農作業をする機会もなかった私は、少し動いただけで、額からたくさんの汗がこぼれ落ちました。普段から畑は見慣れています、農家の皆さんのご苦勞を身に染みて感じました。農業ってホント大変ですね……。

今後、2 回程度の草取り・草刈りを通じて、お盆明けには、皆様の思いのつまった大輪の花を咲かせます！ぜひ、皆様も 1 日でよいのでご参加をお待ちしています。

私が社長を務める温泉の素.comでは、従来から温泉施設向けにフェイスマスクや、オールインワンジェルを製造しています。今回の事業で採取したひまわり油を使って、何か化粧品を製造してみたいと考えていますので、うまくできましたら、ぜひともお試してください。ご購入いただいた代金は飯田法人会を通じてウクライナへ全額寄付します。とても保湿効果が高いようです。奥様にぜひプレゼントを！

同様に何かひまわり油を使ってみたいという方がいらっしゃいましたら、ぜひ法人会事務局へお声かけ下さいませ。

ここから裏話のお時間です。実は青年部総会後の懇親会で決めたひまわり大作戦。見切り発車中の見切り発車！天候によって日程がハッキリ決められな

いことや、種をどうやって、どこで採取するのか？みんなの種をどこに集めて、どうやって搾るのか？部長の私は、ほとんど手探り状態です。ペコリ。ホントに搾るだけで、どのくらい油がとれるのか、その油はさらに精製したりする必要があるのか無いか未知なんです！今まで手探り状態でも、それなりに事業化してきた私です。皆様の思いをカタチに必ず変えます！急なお願いをするかもしれませんが、その際は宜しくお願いします。压榨機どこかにないかなあ？



現在の様子



## 退職のご挨拶

岩 崎 恵里子

貴重な広報紙の紙面を頂き感謝申し上げます。

始まりは法人会の社団化お手伝いのご縁を頂き、その後は職員として、設立総会、周年行事、一般社団への移行、報告書類の作成、会館建設に伴う事務所の引越しやコロナ禍での事業推進など、人生半分の長きにわたりお世話になる中で、多くの会員様、関係機関の皆様、役職員の皆様にお会いし、温かみに触れ、学ばせて頂きましたこと、心より感謝申し上げます。このご縁と経験は私の宝物として今後も法人会を応援してまいります。

沢山の思い出にお名残は尽きませんが、法人会の皆様のますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。長い間ありがとうございました。

**特集 “飯田法人会” 第15回 会員アンケート 結果**

会員の皆様を対象としたアンケート調査（第15回）を2月に行いました。

今回は、主に消費税「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」や電子帳簿保存法、Web等を利用した新たな研修会・講習会の形態についてご意見をお聞きしました。

この結果を踏まえ、内容や実施方法等必要な改善を行いながら事業に取り組んでまいります。

ご回答いただいたご意見の集計結果は以下の通りとなりました。多くのご回答をいただきありがとうございました。

アンケート調査の概要

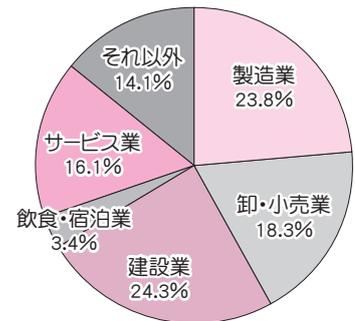
- アンケート配布数（正・賛助会員） 1,852
- 回答数 568事業所
- 回収率 30.7%
- 依頼方法 対象事業所へ送付
- 回答の方法
  - ① アンケートに同封の返信用封書にて返送
  - ② Faxにより回答 ③ 当会HPに掲載のwebアンケートに回答し返信

回答の方法別数	回答数	割合 (%)
郵送による回答	459	80.8
FAXによる回答	28	4.9
NETによる回答	81	14.3
計	568	100.0

以下「※回答なし」は集計に加えない

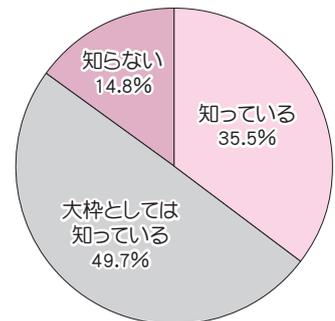
**問1 業種について**

貴社の業種をお答え下さい	回答数	割合 (%)
a. 製造業	135	23.8
b. 卸・小売業	104	18.3
c. 建設業	138	24.3
d. 飲食・宿泊業	19	3.4
e. サービス業	91	16.1
f. それ以外	80	14.1
計	567	100.0



**問2 消費税の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について**

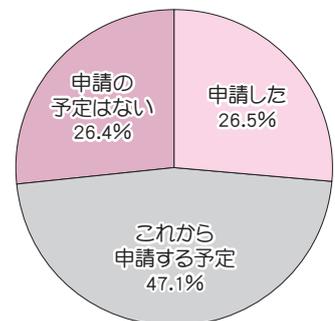
① 適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が、令和5年10月から導入され「適格請求書発行事業者」であるか否かが課題になってきます。どのような制度かご存じですか	回答数	割合 (%)
a. 知っている	201	35.5
b. 大枠としては知っている	282	49.7
c. 知らない	84	14.8
計	567	100.0



**コメント**

- a「知っている」の回答が大きくなり増加、b「大枠としては知っている」を加えると約85%が承知している。
- 前回は、約半数（48.6%）が知らないと回答しているが、今回はこれが14.8%へと減少。
- インボイス制度への認識は、この1年でかなり高まっている。

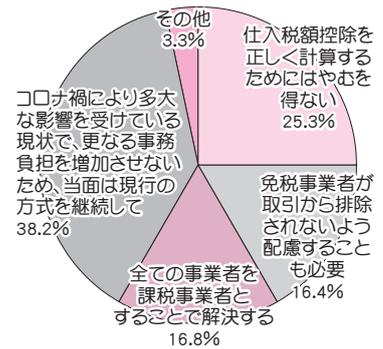
② 「適格請求書発行事業者」の登録申請が、昨年10月から始まりまし。この申請について貴社では	回答数	割合 (%)
a. 申請した	146	26.5
b. これから申請する予定	259	47.1
c. 申請の予定はない	145	26.4
計	550	100.0



**コメント**

- 登録申請の期日までには余裕があるが、c「申請の予定はない」の回答が26.4%と高い。
- 登録事業者となるか否かがインボイス制度の大きなポイントであり、更に周知活動が必要。

③このインボイス制度についてどう思いますか（複数回答可）	回答数	割合（%）
a. 仕入税額控除を正しく計算するためにはやむを得ない	169	25.3
b. 免税事業者が取引から排除されないよう配慮することも必要	110	16.4
c. 全ての事業者を課税事業者とすることで解決する	112	16.8
d. コロナ禍により多大な影響を受けている現状で、更なる事務負担を増加させないため、当面は現行の方式を継続して	255	38.2
e. その他	22	3.3
計	668	100.0



**コメント**

○インボイス制度は肯定するも、この時期の事務負担増を懸念する意見が多い。

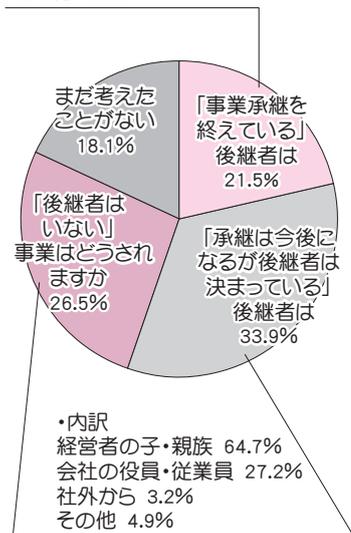
**問3 事業承継について**

中小企業経営者の高齢化が進む中、またコロナ禍対応に依る事業形態の変動などから、円滑な世代交代・事業承継が喫緊の課題となってきています。貴社の事業承継についてお答え下さい。

	回答数	割合（%）
<b>a. 「事業承継を終えている」 後継者は</b>	117	21.5
1. 経営者の子・親族	84	(71.8)
2. 会社の役員・従業員	24	(20.5)
3. 社外から	3	(2.6)
4. その他	6	(5.1)
<b>b. 「承継は今後になるが後継者は決まっている」 後継者は</b>	184	33.9
1. 経営者の子・親族	119	(64.7)
2. 会社の役員・従業員	50	(27.2)
3. 社外から	6	(3.2)
4. その他	9	(4.9)
<b>c. 「後継者がいない」 事業はどうされますか</b>	144	26.5
1. M & A による売却や譲渡を考えている	11	(7.6)
2. 廃業せざるをえない	25	(17.4)
3. 対応を検討中	108	(75.0)
<b>d. まだ考えたことがない</b>	98	18.1
計	543	100.0

**・内訳**

経営者の子・親族 71.8%  
 会社の役員・従業員 20.5%  
 社外から 2.6%  
 その他 5.1%



**・内訳**

経営者の子・親族 64.7%  
 会社の役員・従業員 27.2%  
 社外から 3.2%  
 その他 4.9%

**・内訳**

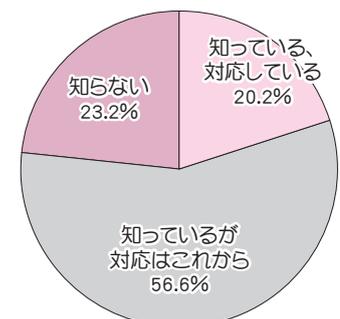
M&Aによる売却や譲渡を考えている 7.6%  
 廃業せざるをえない 17.4%  
 対応を検討中 75.0%

**コメント**

○半数（55%）は後継者が決まっている。  
 ○一方、4分の1の企業は後継者がいない。廃業を視野に入れる企業も多い。

**問4 電子帳簿での保存について**

電子帳簿保存法が本年1月に改正されました（データで受け取った電子データは紙ではなくデータで保存しなければならない）。 ※但し2年間の猶予あり	回答数	割合（%）
a. 知っている、対応している	113	20.2
b. 知っているが対応はこれから	317	56.6
c. 知らない	130	23.2
計	560	100.0



**コメント**

○23%の企業はこの改正を承知していない。  
 ○半数以上の企業は承知はしているが対応はできていない。  
 ○今後の普及活動が必要である。

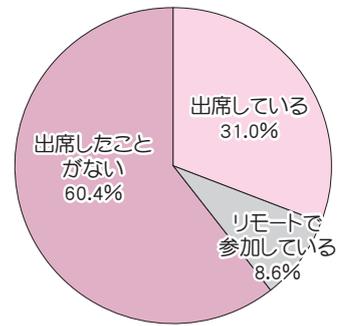
### 問5 法人会が行う税務関係事業について

法人会では、税務署と共催または支援をいただきながら、税務関係の講習会や研修会を行っています。その中で「決算期別説明会」「年末調整研修会」についてご意見をお聞かせ下さい。

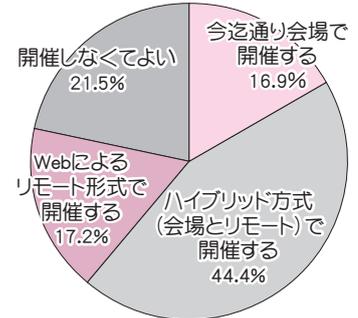
#### 【決算期別説明会】

決算期を迎える企業を対象に、税務署・税理士が説明しています。今後の開催・方法についてお伺いします。

①出席状況について	回答数	割合 (%)
a. 出席している	162	31.0
b. リモートで参加している	45	8.6
c. 出席したことがない	316	60.4
計	523	100.0



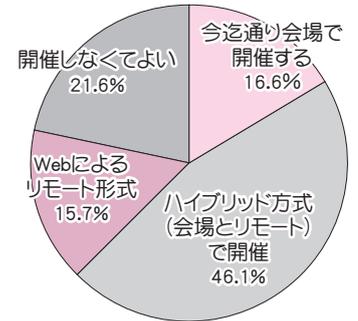
②今後の開催について	回答数	割合 (%)
a. 今迄通り会場で開催する	90	16.9
b. ハイブリッド方式（会場とリモート）で開催する	237	44.4
c. Web によるリモート形式で開催する	92	17.2
d. 開催しなくてよい	115	21.5
計	534	100.0



#### 【年末調整研修会】

年末調整研修会を、前年度から税務署の協力を得ながら実施しています。今後の実施について ※今年度は初めてハイブリッド方式で開催

	回答数	割合 (%)
a. 今迄通り会場で開催する	89	16.6
b. ハイブリッド方式（会場とリモート）で開催	247	46.1
c. Web によるリモート形式	84	15.7
d. 開催しなくてよい	116	21.6
計	536	100.0



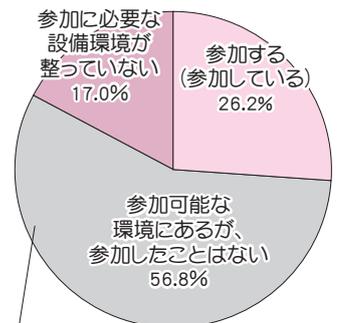
#### コメント

○いずれの研修もハイブリッド方式での開催希望が多い（約半数）。

### 問6 Web による研修会への貴社の参加環境について

飯田法人会では、コロナ感染拡大防止のため、今年度から Web による研修方法を取り入れています。主には、会場での研修を Web で同時配信するハイブリッド方式です。今後、研修や講習会の主な開催方法が Web 等のリモートに移行する場合貴社のリモート参加は

貴社のリモート参加について	回答数	割合 (%)
a. 参加する（参加している）	146	26.2
b. 参加可能な環境にあるが、参加したことはない	317	56.8
c. 参加に必要な設備環境が整っていない	95	17.0
計	558	100.0



#### コメント

○ Web 環境が整っていない事業所への丁寧な対応が求められる。

上設問 b.「参加可能な環境にあるが、参加したことがない」の内訳	回答数	割合 (%)
a. 参加したいが、参加の方法がよくわからない	22	7.5
b. 内容によっては今後参加する	207	70.2
c. 参加の予定はない	66	22.3
計	295	100.0

・内訳  
参加したいが、参加の方法がよくわからない 7.5%  
内容によっては今後参加する 70.2%  
参加の予定はない 22.3%



要チェック

## 《お知らせ掲示板》



### 令和4年度 飯田法人会「年会費」 納入のお礼とお願い

新型コロナウイルス感染による経済停滞の中であって、法人会年会費をお振込いただきました会員の皆様、7月19日に口座振替させていただいた会員の皆様にお礼申し上げます。

なお、まだ振込がお済みでない会員の方には、ご納入をお願いいたします。

### 会員成人病予防健診

協会けんぽ加入者には補助適用あり。日帰り人間ドックより手軽、検査項目も充実・短時間で好評。大型保障制度加入者には補助金支給あり。

※オプションで「がんリスク検査アミノインデックス」「脳梗塞・心筋梗塞のリスク検査ロックスインデックス」あり。

日付：9月14日（水）・15日（木）

いずれか選択

会場：南信州・飯田産業センター  
（エス・バード）

申込み期限：8月5日（金）

☆別便で郵送の申込書によりお申込ください。

### 会員親睦ゴルフコンペ

日時：10月7日（金）

開会式 8:30 9:00 スタート  
表彰式プレイ終了後

会場：高森 C.C.

定員：96名

申込み期限：9月2日（金）

☆別便で郵送の申込書によりお申込ください。

### 脳ドック健診

ストレス社会の現代では、脳の危険信号をいち早く発見することが大切です。

年に一度は定期的に受診しましょう。年間を通じてご利用いただけます。（法人会員特別料金）

☆別便で郵送の申込書によりお申込ください。

### 決算説明会開催のご案内

日時：9月22日（木）

会場 14:00～16:20（定員 40名）

オンライン 14:00～16:20（定員100名）

対象：10・11・12・1月 決算法人

会場：南信州・飯田産業センター  
（エス・バード）

2階 会議室 B201.202

内容：第一講座

（講師：税務署法人課税担当官）

「決算と申告にあたり注意事項」

「税務署の調査指導等から見た注意点」

第二講座（講師：税理士 戸崎 博氏）

「インボイス制度と電子帳簿保存法」

※受講会員には受講証シール（オレンジ色）をお渡しします。

※詳細は後日郵送のご案内ハガキをご参照ください。

※予定は変更になることがありますので、詳細は案内通知をご確認ください。





# 大同生命保険株式会社

## おかげさまで120周年

松本支社/  
長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)  
TEL 0263-32-0829



令和三年度税に関する  
ポスター優秀作品



南信濃税務事務所長賞  
下久堅小学校六年  
宮川 奏太さん



飯田市教育長賞  
竜丘小学校六年  
北沢 綾香さん



飯田商工会議所会頭賞  
上郷小学校六年  
原田 遥さん  
(学年は令和三年度当時)

### 編集後記

Society5.0時代。コロナ禍により、国の「GIGA スクール構想」が加速し、飯田下伊那の子どもたちには情報端末が1人1台配布され最先端のICT教育が進み始め、小中学校共に子どもたちの教育の羅針盤でもある「新学習指導要領」が改訂され、令和の日本型教育がスタートしております。子どもたちが「生きる力」を育み、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になっていただきたいというのは、地域の皆が望んでいることだと思います。しかし今の子どもたちの現状は、来年度「子ども家庭庁」が設置されるように、課題が山積しており危機的な状況下であります。新学習指導要領では「社会に開かれた教育課程」が重要視されており、社会と連携・協働した教育活動の充実が求められております。公民館活動が盛んな当地域では元々学ぶ土壌は確立されており、地域の皆さんの子どもたちを想う情熱は強く、企業人としても「地域人教育」への関わり、また当会青年部が継続的に行っている「租税教室」など素晴らしい活動が展開されております。持続可能なこれからの飯田下伊那には、私たち地域の大人、企業人として、子どもたちの「教育」に関して、関りを深めることが重要だと感じております。

広報委員 熊谷 弘



## いいだ法人 第150号 2022・7 夏 Summer

令和4年7月22日発行  
年4回発行／一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階  
TEL(0265)52-5775・FAX(0265)52-5776  
e-mail:iho@iidahoujinkai.jp URL http://www.iidahoujinkai.jp/

広報委員長・棚田 稔  
副委員長・南島治史  
副委員長・木下裕介  
委員・塚平一人・熊谷 弘・中島律子  
・中島 隆・小林亮夫・鈴木健太郎

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。